資料４

生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直し（案）に対する県民意見の募集（案）について

境川等水域に属する１２水域について水域類型の見直しを検討したところ、表１に掲げる全１２水域を水域類型の見直し対象としました。

この１２水域について、環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 16 条第２項第２号ロの規定に基づき、生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型を表１の「類型・達成期間」欄のとおり見直します。

表１　生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直し

水域区分	水　域　名	範　囲	類型(1)・達成期間(2)
境川等水域	境川上流（さかい）	新境橋より上流	Ｂ・ハからＢ・ロ
	境川下流（さかい）	新境橋より下流	Ｃ・ロからＢ・イ
	逢妻川上流（あいづま）	境大橋より上流	Ｄ・ハからＣ・イ
	逢妻川下流（あいづま）	境大橋より下流	Ｄ・イからＢ・イ
	猿渡川（さわたり）	全域	Ｄ・ハからＣ・イ
	稗田川（ひえだ）	全域	Ｃ・ロからＣ・イ
	高浜川（たかはま）	全域	Ｃ・ロからＣ・イ
	新川（しん）	全域	Ｃ・ロからＣ・イ
	長田川（おさだ）	全域	Ｃ・ロからＢ・イ
	半場川（はんば）	全域	Ｃ・ロからＣ・イ
	朝鮮川（ちょうせん）	全域	Ｃ・イからＢ・イ
	阿久比川（あぐい）	全域	Ｃ・ロからＣ・イ

注(1)　水質環境基準（河川）の水域類型

水域類型	BOD※	利用目的の適応性
AA	1 mg/L 以下	水道１級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの
A	2 mg/L 以下	水道２級、水産１級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの
B	3 mg/L 以下	水道３級、水産２級及びC以下の欄に掲げるもの
C	5 mg/L 以下	水産３級、工業用水１級及びD以下の欄に掲げるもの
D	8 mg/L 以下	工業用水２級、農業用水及びEの欄に掲げるもの
E	10 mg/L 以下	工業用水３級、環境保全

※河川の有機汚濁の代表的な指標

注(2)　達成期間

「イ」は直ちに達成、「ロ」は５年以内に可及的速やかに達成、「ハ」は５年を超える期間で可及的速やかに達成を示す。

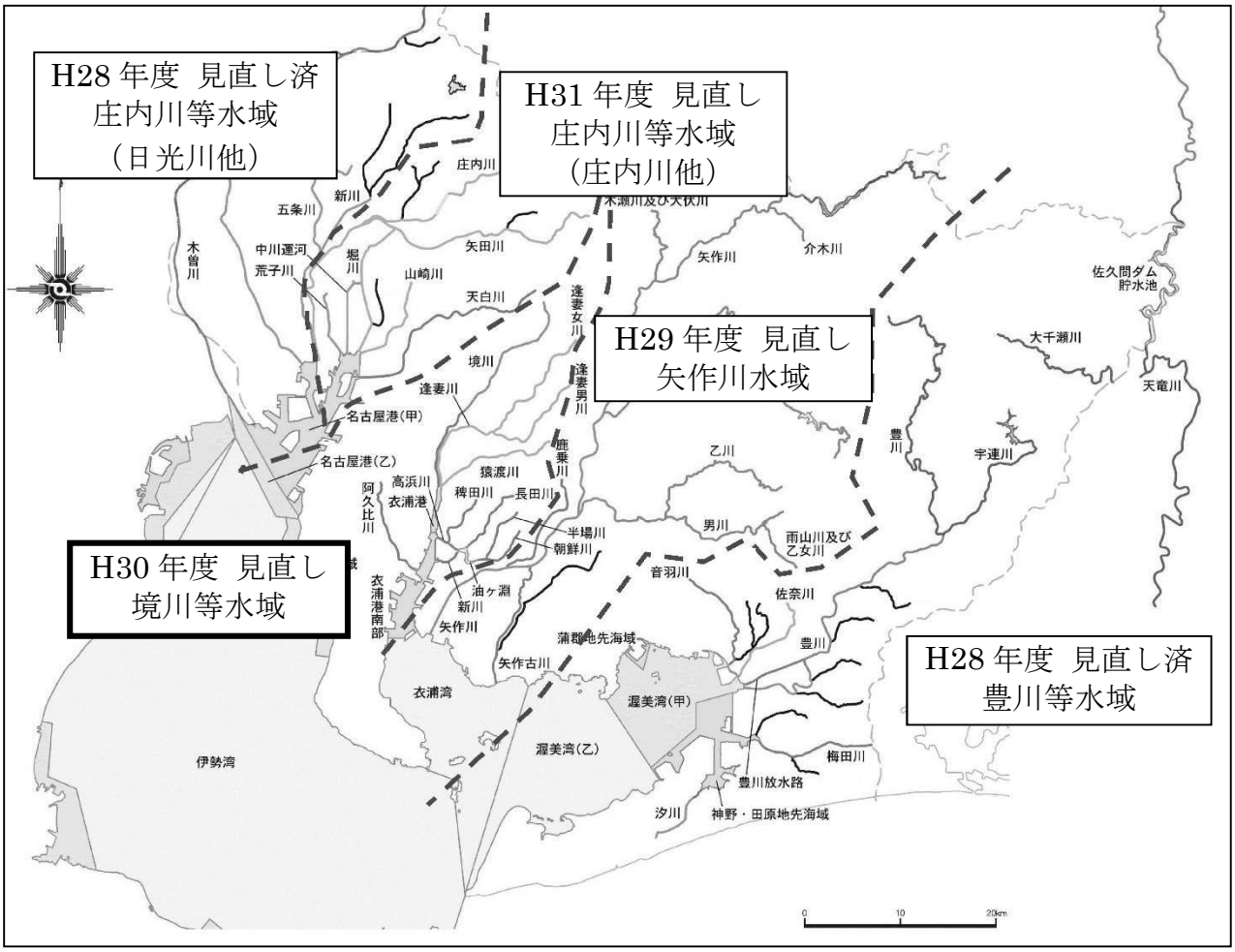

備考：詳細な位置図は図２を参照してください。

図１　境川等水域の位置図

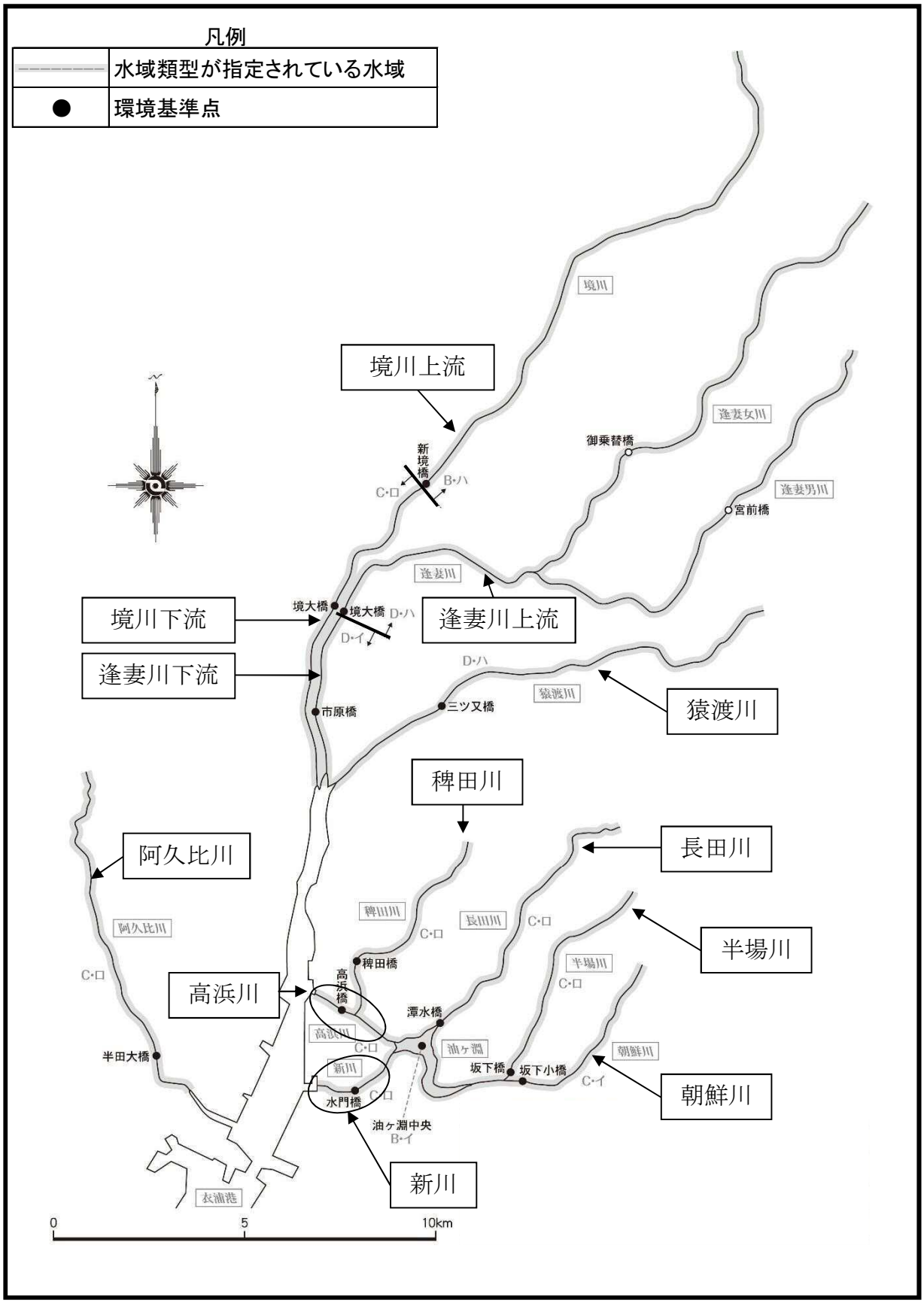

図２　境川等水域の水域類型等を見直す水域